

令和5年12月7日(木)

## 開会（9：55）

### ○坂上隆夫委員長

開会宣言。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「条例の一部を改正する条例」4件、「指定管理者の指定」1件の計5件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつをお願いしたい。

### ○高橋副市長

おはようございます。今定例会の市長の市政報告にあったが、現在中条小学校の改築工事を行っている。先月の20日には起工式を行い、令和7年度中の完成を目指し工事を進めている。議員の皆さまも本庁舎に入ってくると1階ロビーに随分前から模型が飾っており、校舎の概要については、このような感じになるとご存じかもしれません。そんな中で、私も中条小学校の卒業生ではあるが、卒業生は赤レンガ門とサンセンバシについては思い出に残っているのでは是非是非残してほしいという話があり、今回それらについては残す。また、グラウンド周りのしだれ桜等については残せるものは残しておく。しかしながら、残念だが職員玄関前の大きなイチョウの木は工事に支障があり、すでに伐採した。ただ伐採するのではなく用材として、例えばベンチを作るなどを考えたいし、挿し木ができるようであれば育ててみたい。校舎周りのソメイヨシノも樹齢が高くなっていて危ないということで伐採せざるを得ない。少し残念なことではあるが、完成の暁には児童、地域の皆さまに親しまれるシンボリックな学校ができればと考えているところである。本日の案件は、条例の一部改正が4件、公の施設に係る指定管理者の指定が1件ということでよろしく審議願いたい。

## 議第80号 胎内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

### 須貝総務課長説明

本件は、官民給与の格差是正のためになされた令和5年の人事院勧告の趣旨を踏まえ、市議会議員の期末手当について、年間3.3月分支給していたものを本年12月期から0.1月分引き上げ、年間3.4月分を支給したいとするものである。

## 質疑

### ○薄田智委員

総額でどのくらい支給額が増える計算なのか。

### ○須貝総務課長

総額で 46 万円になる。

### ○薄田智委員

この部分は人事院勧告なので全国一律の率のアップと考えていいか。

### ○須貝総務課長

人事院勧告で示された月数が 0.1 月分増加というところは国家公務員に対して示されたもので、それにならって地方の自治体は提案するところだが、県内自治体の中でも 0.1 月分を上げて月数はその自治体の裁量にゆだねられている。県内では 20 市中 14 自治体が当市と同じ 3.4 月にする。ただ、20 市全体でも 0.1 月分の増分は変わらず総月数としては 3.4 月のところもあればそれ以下のところもある。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 81 号 胎内市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 須貝総務課長説明

本件は、先ほどの議第 80 号と同様に令和 5 年の人事院勧告の趣旨を踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当について、年間 3.3 月分支給していたものを本年 12 月期から、0.1 月分引き上げ、年間 3.4 月分を支給したいとするものである。

## 質疑

無し

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 82 号 胎内市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 須貝総務課長説明

令和 5 年の人事院勧告の趣旨を踏まえ、市一般職の勤勉手当について、令和 5 年 12 月期から、年間で 0.1 月分引き上げ、期末勤勉手当の支給月数を年間 4.5 月とするとともに、市職員の給料について、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、平均 1.3% の引上げ改定を令和 5 年 4 月に遡り行うものである。

## 質疑

○増子達也委員

平均で 1.3% 上がるとのことだが、近隣市町村と比べ高くないと聞いていたが実際どのくらいなのか。県平均だとどのくらいなのか。ざっくり分かる範囲で。

○須貝総務課長

20 市の中でも一般職の給料の比較に用いるラスパイレス指数、国家公務員を 100 とした場合どうかというもの。20 市中、当市は 20 番目、一番低い位置にある。まずは低いことを承知いただきたい。当市の給与改定による平均の給料額は行政職と技能労務職合わせて 30 万 7,476 円になる。当市の年間の平均給与額は、約 533 万円。県は、623 万 7,000 円と示されている。差額分の 90 万 4,000 ほど市の方が少なくなっている。

○増子達也委員

改定が行われてもラスパイレス指数は 20 市中 20 番目になる予定なのか。

○須貝総務課長

県内の状況を見ると人勧に沿って給与改定が行われるという今のところそのような情報なので、それは変わらず20番目になると予想している。

○丸山孝博委員

若年層に重きを置いたとの説明であったが、もう少し具体的に願う。

○須貝総務課長

初任給だが、大卒の初任給が今まで18万5,200円のところ19万6,200円となり、1万1,000円の引き上げがなされた。高卒については、今15万4,600円のところ16万6,600円ということで1万2,000円の引き上げになる。1級の職員のところで平均すると1万700円ほどの増額となる。これが2級、3級、4級と年齢が上がるごとに上昇分が少なくなっていくような給与改定となっている。

○丸山孝博委員

このような若い人たちに対して配慮する方針は国から示されたものではなくて、行政独自の考え方で予算の範囲内で行うと理解していいか。

○須貝総務課長

市の給料表は人事院勧告を遵守して行っている。若い人に配慮したところは同じく人事院の考えを人事院勧告に反映させて示されているので、国と同様な考えに相違はない。

○八幡元弘委員

先ほどの増子委員の質問で、20市の中で一番低いとのことだが、議員も低いし大体低いが、その上の19番、18番と大きな開きはあるのか。

○須貝総務課長

すみません。記憶での答えになるが、昨年までは胎内市が19位でその上とさほど差はない状況で18、19辺りは似たり寄ったりというところである。

○八幡元弘委員

56 ページで附則に令和5年4月1日から適用する。遡って適用されるという話だが、その下の3にそれに付随する話だと思われるが、内払いの考え方、どのように理解すればいいのか。4月1日に遡及して適用するが、改正は、給与の内払いとみなす。これもそこに関することだと思うが、どのように考えればいいのか。

○須貝総務課長

やはりこれも遡及適用ということであるが、遡及適用するにあたっては今まで支払われた給料がどのような位置づけだったかというところをあえて明らかにするために、この附則が設けられている。今回の場合は、不利益でないので不利益不遡及の原則とは外れるが、その点も加味して、以前に支払われたものは改正条例に溶け込ませたとしても内払とみなすという考えに沿っているものである。

#### 自由討議

無し

#### 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

### 議第 83 号 胎内市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

#### 須貝総務課長説明

現在、該当者はいないが、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者として採用される特定任期付職員の給料表及び期末手当について人事院勧告どおり引上げ改定を行うものである。

#### 質疑

無し

#### 自由討議

無し

#### 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

### 議第 88 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

#### 佐久間生涯学習課長説明

これは総合体育館をはじめとする 12 の社会体育施設及び都市公園施設である 2 つのテニスコートについて、令和 6 年 3 月 31 日をもって指定の期間が満了することに伴い、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間、引き続き「NPO 法人スポーツクラブたいない」を指定管理者に指定し、管理運営を行わせたくお諮りするものである。管理を行わせようとする施設は、67 ページ記載のとおり計 14 施設であり、現在管理を行わせている施設と引き続き同様である。NPO 法人スポーツクラブたいないは、かつての胎内市の体育協会、スポーツ少年団、総合型スポーツクラブそれぞれの団体が 1 つになった組織であり、これまでもスポーツ振興において当市と連携して取り組みを行ってきた団体でもある。

なお、去る 10 月 27 日、総合体育館の利用者代表、所在地の区長を含む 9 名の選定委員による委員会を開催し、NPO 法人スポーツクラブたいないからプレゼンテーションを受けた後、質疑応答を行い、選定基準評価項目に基づき厳正に審査し、各選定委員の採点の平均値が選定の基準を達成していたことから、指定管理者の候補者として選定に至っていることを申し添えする。

## 質疑

### ○森本将司委員

スポーツクラブたいないさんはクアハウスもやるし、これから部活動の地域移行もあると思うが、それらの負担で影響はないのか。

### ○佐久間生涯学習課長

中学校の部活動の地域移行との関連であります。現在地域移行にあたり確かにスポーツクラブたいないに委託し、休日の部活動について、指導者への謝礼などの支出も含めた形での委託を行っているが・・・。

### ○森本将司委員

施設が多いが、人的リソースには限りがあると思う。部活動の地域移行に人を取られたり、クアハウスに人を取られたりしてこちらの方に影響は出ないのか聞いたかったのでお願いします。

### ○高橋副市長

議員の言うとおおり、クアハウスも NPO にお願いして数か月が経過した。初期段階において、従前中条スイミングさんが指定管理を受けていた時に、そこで働いていた方にも、引き続きどうかと声がけもして、一部残ってくれた方もいる。そのほかは、NPO に水泳が一番得意な方が前々からいてその方に現場を移ってもらう。新規採用も数名した。全く NPO に人的に負担がかからないかという、やはりそうではないことは否めないわけだが、今言ったとおおり、クアハウス自体の継続雇用、それから新規雇用で極力影響の無いような形で運営をしてもら

っている現状である。

○森本将司委員

影響がないと考えていいと思うが、中条スイミングの話で、指定管理の途中で指定解除があった。これまでも里山食堂などあったと思うが、契約の中に途中解約の違約金の話を以前されたと思うが、今後の指定管理について違約金は盛り込まれているのか伺う。

○高橋副市長

明確に違約金がいюらかは、契約書にはうたわれていないが、双方協議の上となっている。現実的に違約金をもらった事例があるかという点、今までにはない。そのような事態が生じないように、受託者側と常々意思疎通を行いながら良好な施設管理をしてもらうことが大原則としてある。ただ、その中にも今後、かなりの瑕疵が相手方にあった場合については、違約金を請求することも全くないわけではないということでご理解願う。

○渡辺秀敏委員

今年の途中からクアハウスが中条スイミングからスポーツクラブたいないに指定管理が移行しているが、この14施設に加わらないのはなぜか。

○高橋副市長

別契約になっていて、これはスポーツ施設の一括的なところでNPOをお願いしている。当初、クアハウス自体は健康増進施設としての位置づけで旧黒川村が整備した施設であり、社会体育施設とは別の扱いの中で運営してきた経緯があり、現在もそれを継続している。契約は、別契約をした。

○八幡元弘委員

管理はどれくらいの範囲を言うのか。下の2施設（テニスコート）のトイレ清掃はNPOでなく地域の方が行っていると思うが、指定管理の範囲は。

○佐久間生涯学習課長

このたび指定管理が行われる14施設については、全てNPO法人が自ら行わないし委託業者に清掃等をお願いするなどして行っているものであり、その他の施設のように地域の方々に委託して清掃を行っている施設はない。

○天木義人委員

5年間の指定管理料はいくらか。それと5年間指定管理料は変わらないのか。そのような変更の条項は契約書に入っているのか。

○佐久間生涯学習課長

候補者の選定にあたって NPO 法人スポーツクラブたいないから提出された収支計画書では、単年度で8,320万円。これについては、5年間同額で計画書を出してもらっているので、年度ごとの変更はないと現時点では考えている。また、特段の事情が生じた場合は、双方で協議していくことになると考えている。

○天木義人委員

5年間同額で行くわけだが、昨今人件費、灯油など様々値上がりしているのもので、その場合はお互いに協議となるが、向こうから言ってこない限りはこちらから何もアクションしないことになると思う。やはりそのような時にはお互い協議して、継続する形で行かなければ、また前みたいにはできないからやめるとなるので、やはりその辺り密にやっていかないと。ただ決めたからそのとおり、途中でやめても違約金も発生しないようなことでは、何のために契約したのかわからない。やはり契約は期間内に履行する条件で契約するわけである。途中で違約金もないのであれば契約しないのと同じである。その辺踏まえて、きちんと後先考えて契約するべきと思っている。

○佐久間生涯学習課長

昨今の光熱水費又は人件費等の賃上げ等を含めた中で、今回計画書を出してもらっているので、今後そのような社会経済情勢等を十分配慮しながらスポーツクラブとも連絡調整、連携等を図っていきたいと考えている。

○笈智也副委員長

10月の後半にプレゼンテーションをされたとのことで。スポーツクラブたいないさん以外のプレゼンをされた方はあったか。

○佐久間生涯学習課長

このたびの候補者選定にあたっては、公募によらず指定管理者を指名する施設ということで、「胎内市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例」第7条に基づき、公募によらないとのことで、今回ヒアリングを受けたのはスポーツクラブたいないのみである。この例外については、設置目的等から効率的に地域の活力を積極的に活用した管理を行うことができるというところで公共的団体であり、胎内市のスポーツ団体であるスポーツクラブたいないに公募によらず選定して審査をした。

○笈智也副委員長

ポイントを選ばれた方々で付けて、今回点数を超えたので再度5年契約を。との話だが、そのポイントのボーダーと今回はどのくらいだったのか教えてほしい。

#### ○佐久間生涯学習課長

選定の基準評価項目についてはいくつかあり、施設の平等利用の確保、施設の効用を最大限に発揮して管理経費の縮減が図られるかなどそのような項目がある。一人100点の持ち点で採点し、60点に満たない場合は選定しない。審査をして今回の平均点が85点だった。

#### ○増子達也委員

今回期間が5年間になっている。5年には何か理由や根拠があると思うが、正直長い気がしている。天木委員が先ほど言ったように、昨今人件費の高騰や光熱費の高騰などは5年単位で見ると結構な開きが出てくると思うが、5年間とした理由、根拠。今後これを短くすべきではないかと思うが、その辺の考え方をお願いします。

#### ○佐久間生涯学習課長

契約期間にあたっては、受ける側の団体・企業等で雇用の確保から考えるとある程度の見通しが立つ期間。短いよりは少し長いところを希望されているところもあるし、安定的に雇用してもらうためには、5年であればある程度受託する側の体制若しくはその5年の中で自主事業等も行ってもらうことから、ある程度短い期間よりは5年程度が適切ではないかということによって5年としている。

#### ○増子達也委員

安定雇用を優先しているとのことだが、これは指定管理者の意見を吸い上げてそうなっているのか。それとも市の考えとして安定雇用を優先して5年くらいが適当としているのか伺う。

#### ○佐久間生涯学習課長

申し訳ありません。指定管理期間を5年にした根拠については即答できないが、様々な施設を抱えているが、業務委託などそのような委託をする際はある程度の期間、権利をもらった方がその中で、自分たちで創意工夫した取り組みが行えるという声は聞いている。全般的な指定管理で私たち以外となると答えられないが、そのような契約上の期間でこれまで行っていることで私は認識している。

#### 自由討議

無し

#### 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上で総務文教常任委員会を閉会する。

閉会（10:36）